

調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）
の概要について

1 改正理由

子育て世帯への支援として、高校生等への医療費助成事業を実施するとともに義務教育就学児への医療費助成事業を拡充するため、改正するものです。

2 改正内容

(1) 高校生等(※)を対象とした医療費助成の実施

医療費助成の範囲を高校生等まで拡大します（所得制限なし。一部負担金なし）

※ 高校生等：高校1～3年生に相当する年齢の者。非就学者も対象。

(2) 所得制限の撤廃

中学生（中学1～3年生）を対象とした医療費助成について、所得制限を撤廃します。

(3) 一部負担金の撤廃

義務教育就学児（小学1～中学3年生）を対象とした医療費助成について、市民税課税世帯が支払うこととしていた通院1回当たり200円の一部負担金を撤廃します。

※ 条例名も「調布市乳幼児、義務教育就学児及び高校生等の医療費の助成に関する条例」に改めます。

3 施行期日等

(1) 施行期日 令和5年4月1日

(2) 適用区分 令和5年4月1日以後の療養分について適用

(3) 調布市個人番号の利用に関する条例の一部改正

同条例中で引用している本条例名及び本条例に基づく事務の名称を改めます。

【参考】

1 高校生等医療費助成についての東京都制度・補助金

東京都の制度としては、義務教育就学児医療費助成と同様に、所得制限については児童手当の所得制限に準拠し、通院費1回200円については、本人負担ありとしています。

また、助成額の負担割合については、東京都及び市区町村がそれぞれ2分の1を負担することを原則としたうえで、助成開始から当初3年間は、東京都が全額補助することになっており、4年目（令和8年度）以降については、今後、東京都と協議していくこととしています。

2 一般会計補正予算（第3号） 高校生等医療費助成システム改修経費等について

(1) 補正予算額 1655万5000円

(2) 内 訳 高校生等医療費助成事業費 1176万3000円

（人件費、印刷製本費、通信運搬費、システム改修委託料等）

義務教育就学児医療費事業費 479万2000円

（人件費、印刷製本費、通信運搬費、システム改修委託料等）